

告 発 状

2017年5月22日

東京地方検察庁
検事正 塚 徹 殿

告 発 人 別 紙 目 録 記 載 の と お り

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3丁目1-1 財務省内
被告発人 迫田英典 他 氏名不詳
者

〒540-8550 大阪府中央区大手前4丁目1-76 財務省近畿財務局内
被告発人 武内良樹 他 氏名不詳
者

上記被告発人の所為は、刑法第247条（背任）に該当する犯罪行為と
考えられるので、捜査の上厳正な処分に処せられたく告発する。

〒103-0005 東京都港区西新橋1-9-8 南佐久間町ビル2階
むさん法律事務所

tel 5511-2600 fax 5511-2601

告発人代理人 弁護士 大 口 昭 彦

〒103-0005 東京都港区西新橋1-21-5 一瀬法律事務所

tel 3501-5558 fax 3501-5565

告発人代理人 弁護士 一 瀬 敬 一 郎

〒167-0042 東京都杉並区西荻北2-3-11

ポールオブニモアーズ201 松井法律事務所

tel 5303-6740 fax 5303-6781

告発人代理人 弁護士 松 井 茂 樹

記

第1 告発事実

- 1 (1) 被告発人迫田英典は、2016年6月当時、財務省理財局長の地位にあって、財務省の職員を指揮していた者であり、
 - (2) 被告発人武内良樹は、2016年6月当時、財務省近畿財務局長の地位にあって、同財務局の職員を指揮していた者であり、また、
 - (3) 財務省の氏名不詳者らは、被告発人迫田の指揮・指示を受けつつ、近畿財務局との連絡等の事務に従事していた者であり
 - (5) 近畿財務局の氏名不詳者らは、被告発人武内の指揮・指示を受けつつ、下記森友学園との対応をなしていた者であるが、
- 2 被告発人らは、財務省理財局、ないし近畿財務局の長あるいは職員の地位にあって国有財産の管理事務を所掌している財務省の職員として、国に対して、国有財産の管理を適正に行うべき任務を負う地位にあった者であるところ、
 - 3 その事務の一である国有財産の売却に当たっては、関係法令等を順守するとともに、売渡対象である土地の価格について十分な調査をして、これに基づき適正な価格で売渡し、国のための前記事務を誠実に遂行すべき責務を有していたものであったのであるが、
 - 4 国有地である大阪府豊中市野田町1501番の土地（宅地、8,770・43㎡）について、更地価額は9億5600万円相当額であったにもかかわらず、地下埋設物撤去及び処理費用名下に8億1974万1947円等を減額控除する合理的理由がないことを認識しており、この更地価額から同金額を控除したところの代金額1億3400万円が、不当に低廉な価格であることを認識しながら、
 - 5 学校法人森友学園（大阪市淀川区塚本一丁目6番25号所在）のために便宜を図るための目的のもとに共謀して、同法人の利益を図り、国に損害を加える目的をもって、前記任務に背き、2016年6月20日、森友学園に対して、本件土地を代金1億3400万円で売渡し、もって国に約8億1974万1947円相当の財産上の損害を与えたものである。

罪 名 背 任 罪
罰 条 刑法 247 条

第 2 告発に至る経過ならびに事情

1 大阪府豊中市野田町 1501 番の土地（甲 1。以下「本件土地」という）については、もと国土交通省大阪航空局が所有する土地であったが、2013 年 4 月同大阪航空局から近畿財務局に対して売却の事務の依頼がなされた。同年 6 月 3 日、近畿財務局は同日から同年 9 月 2 日までの間売却先を公募した。森友学園はこれに応じて近畿財務局に取得要望書を提出した。

なお、2010 年 3 月 10 日にはこれに先立って、本件土地と一体に管理されてきていた、隣接するほぼ同程度の広さの国有地 9,492 m²が、豊中市に売却されたが、その価額は約 14 億 2300 万円であった。

また 2012 年当時に、別の学校法人が本件土地を代金約 5 億 8 千万円で買入りたいと申出たが、同年 7 月、近畿財務局は「低額すぎる」との理由で売渡しを拒否したという事実経過がある。

2 森友学園は、本件土地を小学校用地として購入し、小学校を開校する目的を持っていた。しかしそのためには、同学園が小学校を開設することについて認可を受ける必要があり、一方、認可を受けるためには本件国有地の払下げを受けて学校用地を確保していなければならない、という 2 箇の条件の充足が必要であった。そこで森友学園は、上記要望書の提出と共に、2014 年 10 月大阪府に対して、「瑞穂の國記念小學院」の小学校開設認可申請書を提出した。

同年春ころ、森友学園は、小学校名を「安倍晋三記念小学校」と銘打って、建設寄付金を集める活動を行っている。

この小学校開設認可については、2014 年 12 月 18 日、大阪府私学審議会平成 26 年 12 月定例会において、「申請内容等において確認すべき点があるため、継続案件とする。臨時の審議会で審議する。」として継続審議になった（甲 2）。

2015 年 1 月 27 日、大阪府私立学校審議会は臨時会を開催し、「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄付金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の当審議会定例会において報告すること」の条件付きで認可が適当であるとの答申を行った（甲 3）。

3 2015年2月10日、国有財産近畿地方審議会は、森友学園に対する「10年間の事業用定期借地権を設定し同時に売買予約による時価売渡」を内容とする本件土地の管理についての近畿財務局の諮問に対して、「校舎建設費の大半が寄付金でまかなわれるのでリスクもある」となしつつも大阪府私学審議会の附帯条件実施を前提にすることで承認を得て「適当」と答申した（甲4）。

同年5月29日、国は、契約担当官近畿財務局長富永哲夫名で、森友学園との間で、本件土地について、貸付期間同年6月8日から2025年6月7日までの10年間、貸付料年間2730万円等の条件で、事業用定期借地権を設定する「国有財産有償貸付合意書」（甲5）を締結するとともに、国においては上記貸付期間を満了した2025年6月7日に、森友学園においては上記貸付期間内に、それぞれ売買予約完結権を行使できるとの条項を含む、国有財産売買予約契約書を交わした。

なお、近畿財務局の依頼による不動産鑑定士による2015年1月9日付「評価書」では、賃料は年間約4300万円が適当とされており、上記賃料額は著しく低廉であった。

4 森友学園は、上記契約締結後小学校「瑞穂の國記念小學院」建設に着手した。

2015年7月から12月（11月30日終了）に、有害物（砒素と鉛）で汚染されていた本件土地の土壌の除去とコンクリート殻等の埋設物（廃棄物）の撤去作業を、土壌改良他工事として行った（甲6）。

同年12月1日に、森友学園は、埋設物対策分約8632万円、土壌汚染対策分約4543万円の合計1億3076万円を、この土地改良工事を委託した株式会社中道組に支払った。

通常土地の売買や賃貸借において、本件のような汚染土壌や埋設廃棄物の処理費用は、売却側の責任で支払うことになっているため、森友学園は、この支払分を立替分として財務省に請求した。

2016年3月30日に、財務省と森友学園との間で、1億3076万円を支払う旨の合意書が交わされ、4月6日に財務省が森友学園に、同金額を土壌汚染除去等の費用として支払った（甲17の1の23頁）。

5 森友学園は土壌改良工事の後、藤原工業に委託して2016年当初から

校舎建設工事に入っていたが、2016年3月11日に至って、「校舎建設の基礎工事（杭打ち）で、上記契約時点では判明していなかった新たなごみなどが発見された」などと、近畿財務局に報告した。同月14日、近畿財務局と大阪航空局の職員が現地訪問した（甲17の1の23頁）。

6 次いで、2016年3月24日、森友学園は近畿財務局に本件土地の購入を申入れた。

同年4月1日、近畿財務局は、森友学園側に、メールにて「地中の廃棄物が確認され、今後の処理についてご相談させていただいているところでございますが、当局としては5月末を目途に土地の評価額算定を実施し、森友学園との土地売買契約をすべく、作業を進めたいと考えております。つきましては現在地表に野積みされている廃棄物の撤去、今後建物基礎掘方を行い発生する土砂の撤去費、地中に埋設されている廃棄物層、軟弱地盤関係等を適正に評価に反映させ、価格提示を行いたい」と表明して、「校舎側のボーリングデータ、柱状図」などを求めたが、4月10日、森友学園側は柱状図を提出すると「約3m以深には廃棄物がないことを証明することになるからと、近畿財務局には「ボーリング調査の資料は抹消した」と返事をした（甲7の1ないし3）。

森友学園側のボーリング調査資料が提出されないにもかかわらず、同年4月14日、大阪航空局は近畿財務局に地下埋設物撤去及び処理費用の見積額を8億1974万1947円と通知した（甲17の1の23頁、甲8）。

近畿財務局は、本件土地の売却のため、不動産鑑定士に不動産鑑定評価を依頼した。

同年5月31日、山本不動産鑑定士事務所が近畿財務局に、不動産鑑定評価書（甲9）を提出し、本件土地の更地価格を9億5600万円と査定した上で、地下埋設物撤去及び処理費用8億1974万1947円を控除した1億3400万円を意見価格とした。

しかし、同不動産鑑定評価書の8億1974万1947円の積算根拠は「依頼者提示の地下埋設物撤去及び処理費用」の総括票（甲9 19頁）なるものにすぎないものであって、第三者の専門業者の算定したものではなく、土地評価は全く専門外の者が作成した「大阪航空局作成資料」（甲8）であった。

この件は、後に「森友学園 土地8億円値引き ごみを直接見ず算定」と東京新聞（2017年5月10日）と報じられ、また国会で小川敏夫参

議院議員による質疑（2017年5月9日）が行われた。

このとき国土交通局は、「ごみがあった深さを実際には確認せず『総合的に勘案し、見積もった』」ことを認め、専門業者への算定を依頼しなかっただけでなく、独自の調査すら行っていなかったことを認めた。

7 2016年6月20日、国と森友学園は、上記「不動産鑑定評価書」（甲9）の意見価格（更地価額9億5600万円から地下埋設物撤去及び処理費用8億1974万1947円を控除した1億3400万円）に基づき、本件土地を代金額1億3400万円で売買するとの「国有財産売買契約書」（契約締結担当官：近畿財務局長 美並義人 甲10）を交わした。

しかも、即納金は、定期借地契約の契約保証金2730万円を控除した金57万円にすぎず、残金1億0613万円は2026年5月31日までの10年間の年賦払い（利率年1%）などという破格の内容であった（第2条ないし第4条）。前記「国有財産有償貸付合意書」（甲5）の定期借地の10年間の貸付料額の合計2億7300万円の、約半額の価格に減額されたのである。

8 更に、本件「国有財産売買契約書」には、第42条において「瑕疵担保責任免除特約等」が含まれていた。そこには、

- ① 「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査報告書」（2009年8月）
- ② 「平成21年度大阪国際空港豊中市場外地（野田地区）地下構造物状況調査報告書（0A301）」（2010年1月）
- ③ 「大阪国際空港場外用地（0A301）土壤汚染概況調査業務報告書」（2011年11月）
- ④ 「平成23年度大阪国際空港場外用地（0A301）土壤汚染深度方向調査業務報告書」（2012年2月）

の記載内容、及び「上記②において実施した掘削調査深度より深い箇所にも地下埋設物が存在することの瑕疵担保責任を免除する」と記載されていた（甲10）。

すなわち、ここでは「瑕疵担保責任を免除する」とされているが、その意味は次のとおりであった。それは、「②に於いて実施した掘削調査して深度より、更に深い箇所に地下埋設物が存在する」という事を事実上既定の事実とし、そこで、これの撤去及び処理に相当の費用（8億1974万

1947円)が必要であると確定的に前提とした上で、この工事は買主側の森友学園側が行うものとされ、森友学園側が小学校施設を建築する前に予め8億1974万1947円を支出するものとなされたのである。

9 しかしその後、森友学園が撤去及び処理を行った事実ない。

また、後に述べるように、当時既に、そもそも、そのような埋設物などは存在していないことが判明していた事実、そしてそれを財務省側が認識していたという重大な事実が明らかとなっている。

これらの事実は、＜地下有害埋設物の存在、瑕疵担保責任の免除、埋設物撤去・処分は買主負担とする、これに要する費用の売買価額への反映＞等の、本件土地売買においてとられた措置は、本件売買に於ける売買代金を減額するための手法として行われたのであり、そのために架空の埋設物が設定されたことが示されているのである。

10 本件国有財産売買の経過に於いては、著しい特徴が存在している。

すなわち、

① 第三者による鑑定に基づべきとの原則が無視されている。

(一応不動産鑑定がなされた形がとられているが、ゴミ総量の予測や処理費用等の算定は、全く専門外である大阪航空局が行ったのであり、鑑定依頼主である近畿財務局は、これを付して鑑定依頼し、鑑定書にはこれがそのまま反映された。)

② 上記算定のための調査も、新たなごみなどがどこの杭から出たかや、ごみなどのある地点の深さなどを始め、現地での確認作業が全く粗略であったことなど、調査・算定手続は通常ありえない極めて不適切なものであった。

このように、処理費用等の算定手続は極めて不適切で、およそ適正な金額を算定できる手続ではなかった。にもかかわらず、地下埋設廃棄物の総量を約2万トンという膨大な量に架空算定し、その撤去及び処理費用は8億1974万1947円もの著しい高額とされた。

その結果、本件土地は、上記隣接地の豊中市への売却価格に比べて、極めて低廉な異常な価格で売却されることになったのである。

11 もともと2010年1月、国土交通省大阪航空局が地中レーダー探査画像解析によって、地下3mまでの調査を行っていた。

（「平成21年度大阪国際空港豊中市場外地（野田地区）地下構造物状況調査報告書（0A301）」（甲11）

前記5の2015年7月から12月に行われた土地改良工事に基づく第1回目の埋設ゴミ撤去は、この「地下構造物状況調査報告書（0A301）」（甲11）に基づいて行ったのである。

そもそも財務省は、前記4で述べた2015年2月10日の国有財産近畿審議会での決定直前の2014年12月に作成された、本件土地の「地盤調査報告書」（甲12）をすでに保持していた。

この「地盤調査報告書」によれば、専門業者が2地点のボーリングによる地層の断面調査（第1地点が46.50m、第2地点が21.50m）を行った結果、

「3.10mまでの表層部の盛土層にはゴミがあるが、3.10m以上の深部は、自然に出来た堆積層でありゴミがない」
との報告となっていた。

この報告書は、貸付の評価の資料として、鑑定評価をする不動産鑑定士に向けて作られた資料であったから、財務省は、本件土地売買契約の時点では当然、この事実を確知していたことが確実である。

この「地盤調査報告書」（甲12）の内容は、「地下構造物状況調査業務報告書」（甲11）の内容とも全く整合している。すなわち、甲11は、

「約3m位の浅い部分の盛り土層には、ゴミの存在は認められるも、3mを越える深部には、ゴミがない」
という報告内容になっていたのであるからである。

12 しかるにもかかわらず、国（近畿財務局と大阪航空局）は、上記「地盤調査報告書」（甲12）は敢えて無視し、第2回目のゴミの撤去費用について、上記のとおり、「本件土地深部（3m以上）には、約2万トンのゴミが埋設されている」などとして、この第2回目のゴミの撤去費用を約8億円として算出したのである。

13 地下埋設物撤去、及び処理費用8億1974万1947円の算出根拠としては次のようになされている。それ自体問題であることは上記のとおりであるが、ここには更に次のような問題もある。すなわち、ここでは以下のように算定作業が行われている。

(1) 敷地内の深部を掘返す範囲を（表面積）を敷地の約60%である

5 1 9 0 m²にする。

(2) このうち4 8 8 7 m² (2 3 7 7 m² + 2 5 1 0 m²) を深さ3. 8 m、
3 0 3 m²を深さ9. 9 m掘削する。

(3) するとゴミの総量は1万9 5 2 0トンとなる。

(ゴミの割合：0. 4 7 1 混入割合補正係数1. 2)

(5) そして、ゴミ1トンあたりの費用は、約4. 2万円である。

(6) よって、総費用は8億1 9 7 4万1 9 4 7円となる。

(甲8「大阪航空局作成資料」。

甲17の1 第193回 衆議院財務金融委員会2号
平成29年02月15日 23頁)。

1 4 しかし、森友学園のゴミ撤去は、2015年7月～12月の土壌改良工事によって、すでに3mの深さまでのゴミは撤去されていたはずである。しかし上記算定では、撤去していたはずの3mまでの深さの部分も計算に入れられ、二重に計算されているのである。

すなわち、この1回目のゴミの撤去によって、本件土地外に、コンクリート破片、建設工事の木くずなど9 5 3. 1トンが処理され(甲13「マニユフェスト」)、その代金もすでに支払われていた。

従って、2回目の算定でこれら3m以内から撤去したものも計算に入れるのは、明らかに二重の計算であったのである。

1 5 また、「基礎工事(杭打ち)で9. 9mまでの深部に新たにゴミが見つかった」などと言っているが、その深部まで掘ると計算した面積3 0 3 m²は、実は全体(5 1 9 0 m²)の6%でしかなかったのである。

(甲14の1 61頁、甲14の2 40頁)

更には、土壌中のごみの混入率について、47. 1% (約半分)として計算しているが、この47. 1%の混入率は、「地下構造物状況報告書」(甲11)に記載された本件土地の3mまでの浅い一部分の混入率を示す値である。

3m以上の深い部分には、「地盤調査報告書」(甲12)で見るように、そもそもごみはなく、混入率は「0」である。

しかるに、3mまでの部分についての混入率をそのまま適用するという過誤を平然と行っているのである(甲15)。

1 6 本件土地のゴミの撤去料は、第1回目撤去料についてはたしかに合理性が存していたと言えるかもしれないが、しかし、この第2回目の深部のゴミ撤去なるものは、上述したところの「深部にはゴミがない」とする報告書の存在や、2万トンのゴミがあると算定方法が計算上も間違っていたという点等からすると、全く理由が無い。

こうした点に加えて、そもそも本件土地は、隣接したほぼ同じ大きさの土地を、豊中市が約10倍で購入していたという事実（甲16）もあり、元来は約9億円である土地を、約9割も値引くという常識外れの国有地の払下げを行うために、殊更に仮装された疑いが大である。

いずれの点から見ても、多大の疑惑の存在する払下げであった（甲17の1ないし甲25の2の国会質疑参照）。

1 7 【被告発人の責任について】

以上、森友学園に大きな利益を与える一方、国に大きな損害を与えるものであった本件土地売却には、全く合理性が存在していないことが、誰の目にも明らかなのであるが、これに関与した被告発人ら財務省関係者の法的責任は、どのように考えられるべきであるのか。

- (1) 近畿財務局関係者の行った管理業務に、大きな過誤の存したことは明白である。それは財務省担当官としての責務に大きく違背したものであった。しかして、以下の事実よりするならば、それは、単なる過誤、結果としての損害発生というにはとどまらないものであって、本件売買契約により、
- ア 森友学園が不当に利得すること、及び、
 - イ 国が不当に損失を被ること
- について、被告発人らが確実な認識を有しつつ、本件売買契約を締結した事が明らかである。。

- ① <深部にはゴミはない>という、「地盤調査報告書」（甲12）は、先に示したように、時期的に先行した本件土地の貸付契約に当たって国が、鑑定士に価値評価依頼のために示したものであって、本件契約時点に於いて、財務省は確実にその存在を知っていたこと、
- ② 「新たなゴミの存在が判明した」との報告に際してなされた、調査は甚だ粗略なものであって、到底土地売買に於いてなされるレベルに達していないこと（これについては「総合評価」などと強弁し続けており、

合理的検証作業を行わなかったことが自白されている。)

- ③ 森友学園が、新たなゴミの撤去・処分等について、これを全く行っていない事実が判明している。にもかかわらず、言うならば近畿財務局は「騙された」立場にあるはずであるが、売主として当然の、何らのしかるべき行動を、森友学園に対して敢えて行おうとはしてきていないこと
- ④ 算定に当たっての計算は、計算ミスのレベルを越えた間違いであり、意図的でなければ行えないレベルであること、
- ⑤ さらに、同じ管理地である隣地の売却価額の10分の1の価額で払下げなど、瑕疵を越えた非常識なものであるが、そのような非常識な価額の根拠とされることについて、上記①②とも併せ考えるならば、ゴミ問題が殊更に仮構されたと認識していたといえる。

- ⑥ なお、評価額9億5600万円もの価値を有する国有財産の払下げは、その財産規模からして財務省にとって極めて重要な案件であったことは当然である。このような財産の管理については、その適正を期し、また将来の検証にも備えて詳密な記録を作成し保管するのが当然である。民主財政の観点からも極めて重要であることは論を俟たない。

しかるににもかかわらず、被告発人らは、そのような資料については「すでに廃棄済み」などと、不可解かつ無責任な態度をとり続けているのであるが、国民は誰も納得していない（この廃棄問題については、公文書毀棄罪を以て、すでに御庁に告発がなされている）。

このような不可解・不誠実、無責任な態度には、本件に関する真実露見する事を恐れて警戒し、ことの隠蔽を図っている態度が明白に露呈している。

- ⑦ なお、後記するところの、安倍首相夫妻の森友学園に対する積極的支援の姿勢の明示があり、これが被告発人らによって「忖度」されたと財務省当局者によって説明されている。

これは、安倍夫婦らの積極的介入の存在の否認として言われているものである。これ自体は甚だ疑わしいものであるが、しかし、今はこの点は措いたとしても、この説明によってすでに、被告発人らの有責性は明らかである。

なせなら、そもそも「忖度」とは「他人の気持を推し量ること。推察すること」とされている（例えば三省堂「大辞林」第三版）。すなわち、相手方の言動からその言外の真意を察するということである。

それゆえ、被告発人ら財務省関係者は、安倍首相夫妻の言動から、そ

の言外の真意として「森友学園に便宜を図るべし」と理解し、そのよう
に行動したというのである。すなわち、ここでは

「自分たちは、安倍夫妻から何らの指示を受けたわけではない。安
倍夫妻の言外の意思に思いを致して、『森友学園に便宜を図るべ
き』と理解し、そのように行動した。」

ということが自白されているのである。

このような被告発人らの主観は、当然、森友学園の利得・国の損失と
いう背任結果の発生についての確定的認識、その積極的認容として働い
た事が明白である。

(なお、なにゆえに、このような政権担当者の「真意」なるものに
対する「忖度」による、不当な行政行為が官僚によってなされるのか
・・・については、次の事実が指摘され、批判されている。

それは、2014年に安倍内閣によって推進された内閣人事局の
各省官僚に対する強力な統制力の問題である。内閣人事局は、この行
政制度の改編によって、霞ヶ関各省庁の600人に及ぶ指定職（部長
・審議官（各局・・・庁のナンバー2）以上の官僚）の全てを統括する
ことになった。

こうして、首相の意向が各省の現場に強く反映貫徹されることとな
り、森友学園に関する安倍首相の真意が、一々具体的指示がなされな
くとも、官僚側によって「忖度」されるという制度的構造が構築され
てきているのである。)

- (2) 以上よりするならば、被告発人である近畿財務局の関係係官は、本件ゴ
ミ問題が架空のものであることについて、確定的な認識を有していたと考
えられる。

ないしは、仮にそこまでではなかったと敢えて仮定したとしても、ゴミの
存在についてその根拠を合理的に問題にして、その存在を厳密に探查すべ
きであるのに、敢えてこれを行おうとはしなかったというところに、「架
空のものであってもかまわない」という基本的認容の態度が確実に存して
いたと見るべきものである。

そして、ゴミ問題についてのこの認容の態度は、当然、森友学園の不当
な利益・国の損害発生についての認容の態度の存在を意味しているもので
ある。これはすなわち、背任についての故意の存在が証明されているので
ある。

(3) また、本件土地の本来的高額性、また本件土地の用途である小学校開設問題について、総理大臣夫人の一定の関与の存在が明らかであった状況(下記「12・(1)・(3)」などに典型的。それはとりもなおさず、総理大臣の関与をも意味しているとするべきであるが)に於いては、ことは一地方財務局レベルでの政策判断・処理決定で済む問題では到底なく、財務省本省の関係部局が関与し、その指示関与、ないしは少なくとも連携のもとに、近畿財務局の処分事務が遂行されたことが明らかである。

すなわち、財務省本省の担当者は、近畿財務局の責任者と共同の責任を有しているものである。

18 【本件の背景事情】

本件売買契約に於いて、被告発人らによって、代金額が著しく低廉にされることとなった原因として、政治的働きかけや政治圧力が加えられたと強く推測される。

安倍首相が「籠池氏は立派な教育者と認識していた」とし、夫人も本件小学校の名誉校長に就任していたという歴然たる事実が存するが、このような安倍首相夫妻の森友学園に対する高い評価と肩入れに顕れた「真意」が、財務省関係者によって「忖度」されたという問題については前記したが、このことは、強い政治的働きかけや圧力の存在が、端的に語られているものである。

(1) 例えば、次のような動きがあった。

- ① 第1に、小学校の名称に「安倍晋三記念小学校」が用いられたり、2015年9月には、安倍晋三首相の妻安倍昭恵が「安倍晋三内閣総理大臣夫人」の肩書で同校の名誉校長に就任した事実がある。
- ② 第2に、以下のとおり、森友学園理事長籠池泰典は、参議院議員鴻池祥肇元防災担当相事務所に執拗に便宜依頼・要望を繰返してきた。

例えば、

ア 2013年8月には「借地後購入できないか」と請託した。

イ 同年10月、「政治力で早く結論が得られるようお願いしたい。土地価格の評価額を低くしてもらいたい」と請託した。

ウ 2014年1月、「賃料3500万円を2500万円に、売却予定額を15億円から7、8億円に引下げて欲しい」と請託した。

エ 2015年1月、「財務省担当者より、土地評価額10億円、10年間の定期借地として賃料4%年4千万円の提示があり、高すぎる。2～2.3%を想定。何とか働きかけてほしい」などと請託した。

- ③ 前記のとおり元々、安倍晋三首相は、籠池泰典森友学園理事長について、「立派な教育者」などとの評価を公言していたのであるが、上記のような請託についても、首相の妻安倍昭恵サイド（夫人付秘書官谷查恵子）からは、上記のような請託の一に対する財務省国有財産審理室長からの回答として

「一般には工事終了時に精算払いが基本であるが、学校法人森友学園と国土交通省航空局との調整にあたり、『予算措置がつき次第返金する』旨の了解であったと承知している。平成27年度の予算での措置ができなかったため、平成28年度での予算措置を行う方向で調整中」などと、森友学園に便宜が図られていることを露骨に明言したメールを、籠池理事長の妻である籠池諄子副理事長に送るなどして、財務省全省レベルでの強い支援の姿勢を明確にしていた。

このような、森友学園に対する財務省中央の積極的な便宜供与の事態は、被告発人迫田を始めとする財務省首脳との積極的関与無くしては絶対にはあり得ないところのものであった。

- ④ 以上よりして、森友学園への便宜については、籠池理事長の働きかけが積極的に首相夫妻に受止められ、夫妻のその並々ならない積極的支援の姿勢が存在していたのであり、それは当然に、財務省本省・近畿財務局への働きかけとして存在したと考えられるものである。
- ⑤ なお、森友学園に関する安倍首相夫婦の積極的関与は種々の形・事実を以て明らかになってきているのであるが、ここに於ける、妻安倍昭恵の役割は非常に大きいものがある。

妻昭恵について、安倍首相は「私人」性を強調しているのであるが、しかしこれは全くの詭弁であって、まさしく公的な地位にあって、夫である安倍首相の意向を、その威光を背景に伝達したものである。そのような地位の公的性を示しているのが、「内閣総理大臣夫人付秘書官」の存在である。

- ⑥ そもそも、安倍首相が強調している如くに、その妻が純然たる私人であるのであれば、「内閣総理大臣夫人付秘書官」などは不要のはずである。事実、従前は、場合によって警護官の付くことはあっても、秘書官が付け

られるなどということは行われなかった。しかるに、第一次安倍内閣のときに「首相公邸連絡官」名下に事実上の秘書官制度が設置され、更に今次の安倍内閣に於いて「内閣総理大臣夫人付秘書官」制度として復活設置されたのである。

このことは安倍内閣が、首相夫人である安倍昭恵を公人として位置づけ、区生に耳独自の政治活動を、ないしは、夫である安倍首相の意を公的に代弁させる機能を果たさせる意図を以てなされた人事制度であるとみなすべきである。本件にあっても、この秘書官が安倍夫人の意を受けて籠池副理事長に多数のメールを送っている事実の存在が明らかになっている。

このような制度の新設活用によって、安倍昭恵夫人は安倍首相の威光・権能を背景に、単に総理大臣の妻であるという私的な地位であれば不可能な力を以て公的問題に関与し、また、純然たる私人であれば不可能であるような影響力を、各省の官僚始め関係者に対して行使してきている事実が存在してきているのである。

安倍首相は、「私的地位」という言葉の建前を巧妙に使い分けながら、実質はこのように妻の行う殊更な「公私混同行為」を活用し、自己の政策的意図を達成してきたと言える。安倍昭恵には、自らの意思によって、ないしはその違法の事態についての認識が十分に可能な状況にあって、このように内閣官房から派遣された秘書官が付けられている公的立場の力を発揮して、財務省の官僚に影響力を行使し、本件を行わしめたと考えられるのである。

- 19 本件は、国有財産を不当に焼く 9割も値引いて払下げがなされたという、日本の政治の根幹を揺るがす極めて重大な犯罪である。被告発人を厳重に処罰し、同種犯罪を根絶し、日本の政治を正常化するために告発におよんだ次第である。

第3 証明方法

甲 1 大阪府豊中市野田町 1501 番の土地の登記情報

甲 2 大阪府私立学校審議会 2014 年 12 月定例会の概要及び「答申」

2014 年 12 月 22 日、

作成者：大阪府私立学校審議会会長梶田叡一

甲 3 大阪府私立学校審議会 2015 年 1 月臨時会の概要及び「小学校の設置に

ついて（答申）」2015年1月30日、

作成者：大阪府私立学校審議会会長梶田叡一

甲 4 国有財産近畿地方審議会第123回議事録 2015年2月10日

甲 5 「国有財産有償貸付合意書」2015年5月29日、

作成者：国（近畿財務局長 富永哲夫）・学校法人森友学園理事長

甲 6 「大阪府豊中市野田町1501番土壌汚染対策工事 報告書」

2015年10月、作成者：株式会社中道組

甲 7の1

～3 メール文書（2016年4月1日～4月15日）

甲 8 「地下埋設物撤去・処分費用の算定方法」

作成者：1頁目は財務省近畿財務局、

2頁以下は大阪航空局

（甲7の21頁以下、宮本岳志議員読み上げの配布資料）

甲 9 近畿財務局総務部次長宛「不動産鑑定評価書」 2016年5月31日、

作成者：山本不動産鑑定士事務所

甲10 「国有財産売買契約書」 2016年6月20日、

作成者：近畿財務局長美並義人・学校法人森友学園理事長

甲11 「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（0A301）」 2010年1月、

作成者：国土交通省大阪航空局及び大和探査技術株式会社

- 甲 1 2 「(仮称) M 学園小学校新築工事地盤調査報告書」 2014 年 12 月
作成者：黒塗り (財務省保有資料)
- 甲 1 3 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 28 年度)」
(いわゆるマニフェスト報告) 2016 年 5 月 2 日、
作成者：株式会社中道組
- 甲 1 4
- の 1 青木泰「森友学園『国有地払い下げ』“8 億円減額”詐欺行為全貌」
『紙の爆弾』2017 年 5 月号 2017 年 4 月 7 日
作成者：鹿砦社中川志大編集長
- の 2 青木泰「【森友学園第 2 幕】『8 億円のごみ』は存在しない！」
『紙の爆弾』2017 年 6 月号 2017 年 5 月 7 日
作成者：鹿砦社中川志大編集長
- 甲 1 5 青木泰「告発への意見書」
- 甲 1 6 比較航空写真 (大阪府豊中市野田町 1501 番と 1502 番。
前者森友学園購入、後豊中市購入) 2017
年 3 月、作成者：参議院議員森ゆうこ
- 甲 1 7
- の 1 第 193 回国会衆議院財務金融委員会議録第 2 号 2017 年 2 月 15 日
宮本岳志衆議院議員の質問
- の 2 第 193 回 衆議院財務金融委員会 4 号 平成 29 年 02 月 21 日 前同
- の 3 第 193 回 衆議院財務金融委員会 5 号 平成 29 年 02 月 22 日 前同
- の 4 第 193 回 衆議院予算委員会第四分科会 2 号 平成 29 年 02 月 23 日
前同
- の 5 第 193 回 衆議院予算委員会 15 号 平成 29 年 02 月 24 日 前同

- の6 第193回 衆議院財務金融委員会 8号 平成29年03月15日 前同
- の7 第193回 衆議院予算委員会 18号 平成29年03月23日 前同
- の8 第193回 衆議院財務金融委員会 11号 平成29年04月04日 前同
- の9 第193回 衆議院財務金融委員会 13号 平成29年04月12日 前同

甲18

- の1 第193回 衆議院予算委員会 13号 平成29年02月20日
玉木雄一郎衆議院議員の質問
- の2 第193回 衆議院予算委員会第四分科会 1号 平成29年02月22日
前同
- の3 第193回 衆議院予算委員会第八分科会 1号 平成29年02月22日
前同
- の4 第193回 衆議院予算委員会第三分科会 2号 平成29年02月23日
前同
- の5 第193回 衆議院予算委員会 14号 平成29年02月23日 前同
- の6 第193回 衆議院予算委員会 15号 平成29年02月24日 前同

- 甲19 第193回 参議院予算委員会 3号 平成29年02月28日
小川敏夫参議院議員の質問

甲20

- の1 第193回 参議院予算委員会 4号 平成29年03月01日
小池晃参議院議員の質問
- の2 第193回 参議院予算委員会 16号 平成29年03月24日 前同

甲21

- の1 第193回 参議院予算委員会 7号 平成29年03月06日
森ゆうこ参議院議員の質問

の2 第193回 参議院決算委員会 4号 平成29年04月10日 前同

甲22

の1 第193回 参議院予算委員会 7号 平成29年03月06日

辰巳孝太郎参議院議員の質問

の2 第193回 参議院予算委員会 10号 平成29年03月10日 前同

の3 第193回 参議院財政金融委員会 4号 平成29年03月21日 前同

の4 第193回 参議院予算委員会 16号 平成29年03月24日 前同

の5 第193回 参議院決算委員会 3号 平成29年04月03日 前同

の6 第193回 参議院国土交通委員会 10号 平成29年04月20日 前同

甲23

の1 第193回 参議院予算委員会 6号 平成29年03月03日

福島みずほ参議院議員の質問

の2 第193回 参議院予算委員会 9号 平成29年03月08日 前同

の3 第193回 参議院予算委員会 10号 平成29年03月10日 前同

の4 第193回 参議院予算委員会 16号 平成29年03月24日 前同

の5 第193回 参議院決算委員会 3号 平成29年04月03日 前同

甲24

の1 第193回 衆議院予算委員会 12号 平成29年02月17日

福島伸享参議院議員の質問

の2 第193回 衆議院予算委員会第三分科会 2号 平成29年02月23日 前同

の3 第193回 衆議院予算委員会 14号 平成29年02月23日 前同

の4 第193回 衆議院予算委員会 15号 平成29年02月24日 前同

の5 第193回 衆議院予算委員会 16号 平成29年02月27日 前同

甲 2 5

の 1 第 193 回 参議院予算委員会 15 号 平成 29 年 03 月 23 日

籠池康博証人喚問

の 2 第 193 回 衆議院予算委員会 18 号 平成 29 年 03 月 23 日 前同

第 4 添付書類

- | | | | |
|---|--------|-------|------|
| 1 | 証明資料写し | 各 1 通 | |
| 2 | 告発委任状 | 8 通 | (以上) |

【別 紙】

告 発 人	目 録
〒225-0011 神奈川県 告 発 人	藤 田 高 景
〒330-0072 埼玉県 告 発 人	田 中 正 道
〒338-0011 埼玉県 告 発 人	武 内 暁
〒231-0812 神奈川県 告 発 人	小 野 真 起 子
〒277-0827 千葉県 告 発 人	浅 野 健 一
〒164-0002 東京都 告 発 人	鈴 木 邦 男
〒296-0233 千葉県 告 発 人	高 野 孟
〒338-0832 埼玉県 告 発 人	今 井 信 夫